件 名 移動式エアコン(20馬力)リース	作成年月日	令和6年4月2日	
	所 属	第304基地通信中隊	
	作 成 者	2 等陸曹 水野 弘仁土	

1 場所

福岡県春日市大和町5-12 陸上自衛隊福岡駐屯地 第304基地通信中隊

2 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書及び機器メーカー取扱書により実施するものとする。
- (2) 本作業は、他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一損傷を与えた場合は、 請負者の責任において速やかに現状に復帰するものとする。
- (3) 本仕様書等に記載なき事項といえども、技術上当然必要であり、施行すべき事項については、請負者の負担において実施するものとする。
- (4) 本仕様書及び作業に際し、疑義を生じた場合は、監督官と協議の上、実施するものとする。
- (5) 使用する部品は、すべて監督官の検査を受け、合格したものとする。
- (6) 作業を実施した際、異常が認められた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、原因を明確にし、監督官の指示に従うものとする。
- (7) 作業にあたっては、火災予防・安全管理に十分留意するものとする。
- (8) 作業時期は監督官と調整するものとする。
- (9) 本作業の写真は、カメラ(カラー)またはデジタルカメラを使用し、着工前・作業中・完成後及び 監督官の指示する所を隠ぺいとなる部分を含めて撮影し、簿冊に整理して1部監督官に提出すること。 また、ネガ及びデジタルカメラの電子データは、完成検査終了語、請負者の責任において、確実に 処分又は消去するものとする。
- (10)本作業で生じた発生材のうち、監督官が指示する鉄屑等については、種別毎に整理したうえ、指定場所へ搬入し、所定の調書を添えて官側へ引き継ぐものとする。その他の発生材は請負者の責任において全て構外に搬出し、関係法令等に従い適正に処分するものとする。

また、部品取替等で有償となる場合は、別途見積書を提出するものとする。

3 特記事項

(1)作業内容は、下表のとおり。

場所	作業内容	数量	期間	備考
213 中継交換所	移動式エアコン(20馬力/3相200V)	1	令和6年4月22日~ 同年10月31日	移動式エアコン(20馬力)
	硬質ダクト・電源ケーブル	1		
	設置・撤去工事	1		

(2) 作業完了後、試運転調整を実施し、動作及び機能確認を行うものとする。